

【都市計画施設内の建築申請について】

(都市計画法第53条の許可申請)

都市計画施設(都市計画道路や都市計画公園等)の決定区域内に、建築物の建築をしようとする場合は、建築確認申請の前に都市計画施設内における建築許可を受けなければなりません。

その申請要領は次のとおりです。

1. 申請の必要な建築物(建築基準法第2条第1号による建築物)

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)これに付随する門若しくは扉等をいい、建築設備を含む。

2. 申請図書

- ① 申請書 様式第1号
- ② 都市計画図(申請地を朱書きする)
- ③ 位置図(1/500以上のもの)
- ④ 配置図(敷地内に建築物を配置した図面、1/500以上のもの。)
- ⑤ 公図写し
- ⑥ 建築物の平面図(求積図含む。)
- ⑦ 2面以上の建築物の断面図(1/200以上の縮尺のもの。)
- ⑧ 委任状(必要な場合)

3. 許可基準

- ① 建築物の階数が2階以下、かつ、地階を有しないこと。
- ② 主要構造部(建築基準法で定める主要構造部)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- ③ 上記①・②に該当し、かつ、容易に移転若しくは除去出来ると認められること。

※ 容易に移転若しくは除去できると認め難いもの。

- ・大規模な建物で、経済的及び社会通念から考えて容易に移転又は除去できない構造であると認められる建築物。ポーリング場、屋内プール等。
- ・木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等で許可基準に適合した建築物であっても、その一部に許可基準に適合しない構造(鉄筋コンクリート造等)がある建築物。
- ・数奇を凝らした建築物。

4. 提出先及び部数

- ① 提出先 沼田市役所 都市建設部都市計画課
(電話0278-23-2111 内線4227、4228)
- ② 提出部数 1部提出してください。